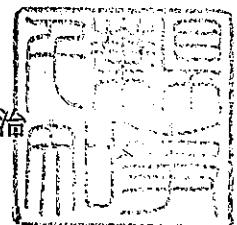


環 第 2 1 3 号
平成 28 年 6 月 20 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

千葉県知事 鈴木 栄治



市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見
について（通知）

平成 28 年 2 月 4 日付けで市原火力発電合同会社から送付された標記方法書
に対する意見について、電気事業法第 46 条の 7 の規定により、別添のとおり
提出しますので、事業者への指導について、よろしくお願ひいたします。

市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書 に対する意見

本事業の対象事業実施区域は、東京湾に面し、石油化学工業等の大規模な工場が立地する京葉工業地域に位置しており、東京湾総量規制及び硫黄酸化物総量規制の地域内にある。

さらに、対象事業実施区域周辺には、過去の深刻な大気汚染により、被害補償を受けている住民も生活している。

こうしたことから、当該地域に立地する事業者は、県、市と環境保全協定を締結し、法規制以上の環境保全措置に努めるなど特段の配慮をしてきた地域である。

現在でも、微小粒子状物質や光化学オキシダント等、環境基準未達成の大気常時監視測定局が多く存在する他、東京湾においても、化学的酸素要求量、全窒素及び全りんの環境基準が一部未達成の海域があるとともに、赤潮や青潮が多く発生している状況にある。

また、対象事業実施区域近傍には、第一種低層住居専用地域があり、小学校、特別養護老人ホームも存在する。

本事業は、京葉工業地域の一角に総出力約 100 万 kW もの大規模な石炭火力発電所を新設し、県内ばい煙発生施設総排出量の 8% 程度の硫黄酸化物、同 9% 程度のばいじんを排出する計画である。

その他、復水器からの温排水を毎秒 43 m³ 排水する計画となっている。

これらの地域特性及び事業特性を踏まえ、適切に環境影響評価を実施するとともに当該事業による環境への負荷のより一層の回避及び低減を図るために、下記の事項について所要の措置を講ずるよう指導願いたい。

記

1 事業計画にかかる事項

- (1) 使用する燃料について、高品質で、有害物質の少ない石炭を選定するとともに、その組成等を明らかにすること。
- (2) ばい煙処理設備及び排水処理設備について、実行可能な最高水準の技術を用い、環境負荷を可能な限り低減するとともに、その諸元を明らかにすること。
- (3) 一般排水について、水質汚濁防止法における窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準と整合を図ること。
- (4) 温室効果ガスの排出削減技術について、国の検討状況や技術開発状況等を踏まえ、将来における二酸化炭素分離回収設備などの導入に向け、施設配置も含めて検討を行うとともに、検討経過及びその内容を明らかにする

こと。

- (5) 取水口及び放水口について、温排水による影響を可能な限り低減させる位置、形状及び流速等とするとともに、検討経過及びその内容を明らかにすること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般にかかる事項

- ① 環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
- ② 対象事業実施区域周辺には、他に火力発電所の新設が見込まれており、供用時における大気環境、水環境、動植物等への重畳的な影響が懸念されることから、重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努めるとともに、予測及び評価に当たっては、これに配慮すること。

(2) 大気質にかかる事項

- ① 浮遊粒子状物質の評価に当たっては、二次粒子生成の影響も考慮すること。
- ② 工事用資材等の搬出入に係る窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の調査、予測及び評価の手法について、船舶等による影響も考慮すること。

(3) 低周波音にかかる事項

工事用資材等の搬出入に係る低周波音について、その発生が懸念される大型のタグボート等の船舶を利用した資材等の搬入を行う場合は、環境影響評価項目に選定すること。

(4) 水質にかかる事項

- ① 排水に含まれる水銀等の有害物質について、その濃度を明らかにするとともに、必要に応じて、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 取水口及び放水口の諸元を踏まえ、温排水に係る調査地域及び予測地域の範囲を適切に設定すること。
- ③ 温排水の予測に当たっては、潮流等の調査により確認された状況を基に、可能な限り多様な条件を設定の上、その設定根拠を明らかにするとともに、条件ごとの予測結果を3次元的な水温の温度分布を含めて示すこと。

(5) 動植物等にかかる事項

船舶のバラスト水に含まれる外来生物の影響について、可能な限り回避・低減するとともに、その対策を具体的に記載すること。

(6) 温室効果ガスにかかる事項

- ① 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準(平成28年3月30日経済産業省告示第106号一部改正)」別表第6に掲げる火力発電効率A指標及びB指標と可能な限り整合を図るよう対策を講じるとともに、その対策について具体的に記載すること。
- ② 電力業界が策定した「電気事業における低炭素社会実行計画」の自主的枠組みの下で二酸化炭素排出削減に取り組むとしていることから、実行計画の目標達成に向けた具体的な仕組み及び内容を明らかにするとともに、本発電施設における対応方法についても具体的に記載すること。

